information

ていませんか。 の相談員がお話を伺います。 アルコールに関するお悩みを抱え 精神科医師と専門

9月30日(木)

午後1時30分~3時30分

50 2 津島保健所(津島市橘町四丁目

9月27日(月)までに津島保健所 へご連絡ください(予約制・定員

問合せ先

津島保健所健康支援課

26-4137



申込方法・申込期限 悩みのご本人またはご家族 アルコールが原因の健康問題にお

を取り壊したら

滅失届」を早急に提出してくださ 家屋を取り壊された場合、「建物

要です。 があります。 ているものとして課税される場合 ことが分からないため、家屋が残っ 記の手続きをされた場合は提出不 ただし、法務局において滅失登 提出がない場合、 取り壊された

建物滅失届(税務課窓口または 村公式ホームページ→暮らし→

9月の納税等

国民健康保険税/第3期 介護保険料/第3期 後期高齢者医療保険料/第3期

层業集落排水処理施設使用料

第3期

料/9月分 限/9月30日(木)

納付は便利な口座振替をご利用 納期限内の納付にご協力ください。

ください。

豕屋評価にご協-

税されます。この課税のために行 その部分について固定資産税が課 う調査が「家屋評価」です。 家屋を新築、 増築された場合

定する重要な調査となりますので ら協力をお願いします。 課税の基礎となる「評価額」

伺います。 いただければ日程を調整し調査に ますが、留守が多い方は、ご連絡 順次、この家屋評価を行ってい

手できます。 税金→固定資産税にて様式を入

- 建物取り壊しの契約書の写し
- 解体業者の取り壊し証明書
- 建物が存在したことが分かる写 分かる写真 真および建物が滅失したことが

問合せ先総務部税務課

の使用資材等を調査します。 うえで、実際に建物の外部・内部 どの書類を確認させていただいた この調査は、契約書や平面図

警察からのお知らせ

問合せ先

総務部税務課

飛島村内犯罪状況(令和3年7月)

忍込み 区分 空き巣 居空き 事務所荒らし 出店荒らし 7月 0 0 0 0 0 2 1~7月 0 0 0 1 ひったくり 車上ねらい 区分 特殊詐欺 自動車盗 自転車盗 7月 0 0 0 1~7月 0 0 0 5 1 区分 部品ねらい 自販機ねらい 強盗 その他(侵入盗) 7月 0 0 0 1~7月 4